

令和5年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和6年1月24日
東京都

<本選考の特徴>

- 令和9年3月末までの任期を定めた常勤職員の採用です。
 - 都有施設の設計・工事に関する業務等に携わり、課長代理・主任として活躍していただける方を募集します。
- ※課長代理級職員…課長の命を受け、担当事務の範囲において課長を補佐し、課長不在の際等にはその代理をする職のこと。
- ※主任級職員 …特に高度な知識又は経験を必要とする係員の職のこと。

1 選考職種、採用予定人員等

区分(※1)	職種	職名・職層	採用予定 人数	勤務場所(※2)
1	機械	東京都財務局建築保全部 施設整備第一課または施設整備第二課 課長代理（機械担当）	1名	東京都庁第一本庁舎
2	機械	東京都財務局建築保全部 施設整備第一課または施設整備第二課 主任（機械担当）	1名	東京都庁第一本庁舎

※1 各区分はそれぞれ別の採用選考となりますが、併願して受験することも可能です。併願する場合は、それぞれの選考に対して申し込み、個別面接を受験する必要があります。

※2 新宿区西新宿 2-8-1 第一本庁舎 17 階。一部テレワークによる業務をお願いする場合があります。

2 職務内容

ゼロエミッション東京の実現・HTTの推進をはじめとした都有施設の整備に関する業務

- (1) 都有施設全般（一般的な庁舎、美術館、劇場、病院、研究所、競技場、学校など）の建築機械設備工事に係る基本構想、基本計画の策定
- (2) 都有施設全般の建築機械設備工事に係る以下の業務
 - ・設計関係（調査・設計業務、設計業務委託の監督、書類審査、積算 等）
 - ・工事関係（工事監督業務、機器・材料の検査、安全確認指導、書類審査 等）
- (3) 課長代理級は(1)、(2)に加えて当該事務に係る統括業務（事業進捗管理、職員の指揮監督 等）

3 任期

令和6年4月1日(原則)から令和9年3月31日まで

- ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。
- ◎ 期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

4 受験資格

次の①の要件を満たす人が受験できます。ただし、課長代理級職での採用に申込みをする場合は、①の要件を含めた全ての要件を満たす必要があります。

- ① 学歴区分に応じた建設会社、設計事務所、国、地方公共団体等における下記の建築機械設備に係る各実務経験を通算し以下【表 1】に記載の年数以上ある人
 - ・ 一般的な庁舎をはじめ、美術館、劇場、病院、研究所、競技場、学校などの建築機械設備工事に係る基本構想、基本計画、設計及び工事関係の業務
 - ・ 設計関係業務（調査・設計業務、設計業務委託の監督、書類審査、積算 等）
 - ・ 工事関係業務（工事監督業務、機器・材料の検査、安全確認指導、書類審査 等）
- ② 国、地方公共団体、民間企業等において、チームリーダー（担当事務の範囲において同僚職員を監督する立場）として①の経験についての業務進行管理等の経験が3年以上あること

【表 1】

学歴区分	必要な実務経験年数	
	課長代理	主任
・ 大学院博士課程又は修士課程の修了 ・ 大学（4年制の大学）の卒業	10年以上	5年以上
・ 短期大学（2年制以上の短期大学）の卒業 ・ 高等専門学校の卒業 ・ 専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・ 各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	12年以上	7年以上
・ 高等学校の卒業	14年以上	9年以上
・ 中学校の卒業	17年以上	12年以上

注1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。
契約社員や派遣社員、非常勤職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注3 合格通知後5営業日以内に、最終学歴や実務経験年数等を確認するための証明書類を提出していただきます（7「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。卒業（修了）したことの証明、及び必要な実務経験年数を満たしていることが確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

（人物像・望ましい要件・求められる知識）

◎建築設備士、消防設備士、技術士、電気主任技術者等の資格を有していることが望ましい。

◎設計や工事監督など2「職務内容」に記載の各業務を遂行できる人、これまでの経験や専門知識を活かし、各関係者と調整を円滑に進め、都事業を推進できる人を求めています。

(受験することができない者)

- ◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
 - ◎ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
 - ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
 - ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。
- なお、以下の方は除きます。

- ・教育公務員^{※1}
- ・東京都職員(任期付職員^{※2}、会計年度任用職員、臨時的任用職員)のうち、令和6年3月31日までに任期が満了する者

※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)に規定する任期付研究員をいう。

5 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	受験申込書兼履歴書、職務経歴調書等による審査
------	------------------------

(2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
------	------------------------

◎口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

6 申込手続

受付期間	令和6年1月24日(水曜日)から 令和6年2月9日(金曜日)午後5時まで ※持参による申込みの場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く(午前10時から午後5時まで)。
申込方法	必要書類(所定様式)を1～3のいずれかでご提出ください。 <必要書類(所定様式)> ・受験申込書兼履歴書 ・職務経歴調書 ※各様式については、財務局ホームページからダウンロードできます。 (財務局ホームページ URL) https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/other/01keiribu/06saiyou3/06saiyou3.html <提出方法> 1～3のいずれかでご提出ください。注意事項を必ずお読みください。 1 東京都共同電子申請・届出サービスによる申込み (URL) https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1686107930355

	2 メールによる申込み (提出先) saiyo_zaimu@section.metro.tokyo.jp 3 郵送・持参による申込み (提出先) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 15階南側 東京都財務局経理部総務課人事担当 <注意事項> ○応募書類について ・応募書類の記載内容により、受験資格や記載事項等の確認を行います。記載内容の確認が取れない場合、職員として採用されませんので御注意ください。 ・応募書類については、厳格に管理するとともに、記載された個人情報、東京都個人情報保護に関する条例に基づき、本採用に係る事務の範囲内で利用します。 ○東京都共同電子申請・届出サービスについて ・期間中に正常に到達したものを有効とします。東京電子自治体共同運営サービスのホームページ上で、採用選考の申込が到達したかどうかを確認することができます。 ・システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、一切責任を負いません。 ・インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。「東京電子自治体共同運営サービス」ヘルプデスクをご利用ください。 ○メールによる申込みについて ・添付データの容量が合計3MB以内となるようお願いします。 ・提出先アドレスは受信専用メールアドレスです。質問回答時のご連絡は、異なるメールアドレスからの送信となります。 ○郵送による申込みについて ・封筒（角型2号）の表面に赤字で「採用選考申込」と明記し、裏面に申込者の住所・氏名を記入した上、申込書類等を折らずに封かんし、必ず簡易書留で郵送してください。 ・受付期限である令和6年2月9日（金曜日）午後5時までに必着するよう余裕を持ってお申込みください（当日の消印は有効ではありません）。 ・提出書類が受付期限後に到着した場合は、どのような理由があっても受理できません。 ○持参による申込みについて ・本人が持参できない場合は、代理人による持参も可能とします。ただし、代理人が書類を修正することは認めませんので、必要書類に不備がないよう注意してください。
--	---

- ◎ 提出された書類等は返却しません。
- ◎ 令和6年2月14日（水曜日）までに、第1次選考の結果が届かない場合は、東京都財務局経理部総務課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

7 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験申込書兼履歴書、職務経歴調書の記載内容の事実確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

8 採用選考に係る日程等について

申込締切	令和6年2月9日（金曜日）午後5時まで
第1次選考結果通知	令和6年2月14日（水曜日）までに通知 ※受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和6年2月15日（木曜日）～令和6年2月20日（火曜日）のうち、指定する1日 ※会場：東京都庁第一本庁舎を予定。
最終結果通知	令和6年2月下旬 ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。

9 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経歴等に応じて決定されます。

職務経歴が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の機械職と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経歴	初任給
課長代理	10年	約347,200円
主任	5年	約284,200円

- ◎ この初任給は、令和6年1月1日時点の給料月額に地域手当（20％）を加えたものです。
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。
- ◎ 具体的な東京都職員給料表における号給は、合格通知後に証明書類をご提出いただいた後、発令の際に通知されます。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、4月採用の場合は15日付与）のほか、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

10 一般任期付職員採用選考とは

- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。
- 任期を定めて採用された職員も常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

■ お問い合わせ先

東京都財務局経理部総務課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 15階南側

【電話（直通）】03-5388-2609

【メールアドレス】saiyo_zaimu@section.metro.tokyo.jp

※ 本メールアドレスは受信専用メールアドレスです。質問回答時のご連絡は、異なるメールアドレスからの送信となります。

《財務局ホームページ》

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/other/01keiribu/06saiyou3/06saiyou3.html>